

政令番号217 チオシクラム

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			5.4E+3					5,350.0
2	青森県			3.0E+2					300.0
3	岩手県			5.0E+1					50.0
4	宮城県			5.0E+1					50.0
5	秋田県			5.0E+1					50.0
6	山形県			2.0E+2					200.0
7	福島県								
8	茨城県			1.2E+3					1,200.0
9	栃木県			1.5E+2					150.0
10	群馬県			1.4E+3					1,400.0
11	埼玉県			2.0E+2					200.0
12	千葉県			2.0E+2					200.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県			5.0E+1					50.0
20	長野県			1.7E+3					1,650.0
21	岐阜県			5.0E+1					50.0
22	静岡県			5.0E+1					50.0
23	愛知県			1.0E+2					100.0
24	三重県			6.5E+2					650.0
25	滋賀県			5.0E+1					50.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県			5.0E+1					50.0
31	鳥取県			5.0E+1					50.0
32	島根県								
33	岡山県			2.0E+2					200.0
34	広島県			5.0E+2					500.0
35	山口県								
36	徳島県			5.0E+1					50.0
37	香川県			5.0E+1					50.0
38	愛媛県								
39	高知県			2.5E+2					250.0
40	福岡県			3.0E+2					300.0
41	佐賀県			5.0E+1					50.0
42	長崎県			4.0E+2					400.0
43	熊本県			3.5E+2					350.0
44	大分県			1.5E+2					150.0
45	宮崎県			1.0E+2					100.0
46	鹿児島県			1.5E+2					150.0
47	沖縄県			1.5E+2					150.0
	全国			1.5E+4					14,550.0